

平成27年 3 月31日

生 企 第 1856 号

警 察 本 部 長

古物営業事務取扱要領

（概要）

本通達は、古物営業事務の適正な取扱いを図るため、古物営業法（昭和24年法律第108号）、古物営業法施行規則（平成 7 年国家公安委員会規則第10号）、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第 1 号）等に基づき、

○ 許可申請等の事務処理要領

○ 許可の取消し又は停止要領

等について定めている。